

熊本県公報

第12825号
令和元年(2019年)
5月24日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (") 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (") 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 3
- 「熊本県少年保護育成条例第12の3に規定する処分の基準等に関する要項」の一部改正…………… (") 3
- 公有水面埋立免許出願事項…………… (河川課) 3
- 長洲港港湾施設の概要…………… (港湾課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視及び保守等業務委託契約者…………… (市町村課) 7
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定による応急入院指定病院の変更…………… (障がい者支援課) 7
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第2項後段の規定による措置をとることができる応急入院指定病院の変更…………… (") 7
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項前段及び第33条第4項前段の規定により厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院の変更…………… (") 7
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 8
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 8
- 熊本県環境影響評価条例に基づく公聴会の開催…………… (環境保全課) 9
- 第10回熊本県障害者の相談に関する調整委員会の開催…………… (障害者の相談に関する調整委員会) 13

告 示

熊本県告示第37号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年(2019年)5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人 東泉会 八代市東陽町南 752番地の1	特別養護老人ホームひかわの里 八代市東陽町南 752番地の1	431100161	令和元年(2019年)5月13日	介護老人福祉施設

熊本県告示第38号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年(2019年)5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人 東泉会 八代市東陽町 南752番地の1	ひかわの里ショ ートステイサー ビス 八代市東陽町南 752番地の1	431100162	令和元年(20 19年)5月1 3日	短期入所生 活介護

熊本県告示第39号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年(2019年)5月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	玉名郡長洲町大字長洲字新山 767番1地先から 同所 758番5地先まで	104.1	防交安
一般国道	389号	玉名郡長洲町大字長洲字新港 3329番3地先から	1223.5	
主要地方道	荒尾長洲 線	玉名郡長洲町大字長洲字新山 758番4地先まで		

2 供用を開始する期日 令和元年(2019年)5月27日

熊本県告示第40号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年(2019年)5月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁山鹿 線	山鹿市平山字金山 60番1地先から 同所 61番1地先まで	前	9.2 ～ 11.4	39.1	災害防 除
			後	15.5 ～ 41.6	39.1	

2 区域を変更する期日 令和元年(2019年)5月24日

熊本県告示第41号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和元年(2019年)5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日

温新堂薬局菊陽店	医療機関の所在地	菊池郡菊陽町原水 1156番地17	菊池郡菊陽町原水 1156番地16	令和元年(2019年)5月1日
----------	----------	----------------------	----------------------	-----------------

熊本県告示第42号

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第7条第1項の規定により少年に有害な興行として令和元年(2019年)5月16日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和元年(2019年)5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	肉欲温泉宿 女将の発情(新東宝映画) デコトラガール 天使な誘惑(オーピー) 覗き痴態 わき毛の熟女(新日本映像) 白衣の妹 無防備なお尻(オーピー) 猟色の家 生だれ名器妻(新日本映像) 後妻と息子 淫ら尻なぐさめて(オーピー) 暴走する人妻 絶対、抜いちゃイヤよ(新日本映像) 女刑務所 変態(新東宝映画) 人情フェロモン もち肌わしづかみ(オーピー) 暴虐白衣 下半身処方箋(新日本映像) 銀行レディ エッチに癒して(オーピー)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第43号

熊本県少年保護育成条例第12条の3に規定する処分の基準等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

令和元年5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県少年保護育成条例第12条の3に規定する処分の基準等に関する要項の一部を改正する要項
熊本県少年保護育成条例第12条の3に規定する処分の基準等に関する要項(平成15年熊本県告示第700号)の一部を次のように改正する。
第11条第2項中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

附 則

この要項は、令和元年7月1日から施行する。

熊本県告示第44号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により次のとおりその要領を告示し、関係図書を縦覧場所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で意見のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和元年(2019年)5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 出願者の住所及び氏名
熊本県水俣市陣内一丁目1番1号
水俣市 代表者 水俣市長 高岡利治
- 2 埋立区域
 - (1) 位置 熊本県水俣市丸島町二丁目496に接する護岸から、同市塩浜町278の9、同278の4、同市浜松町61の3、同61の4、同73の2に接する護岸の地先公有水面
 - (2) 区域
(全域)
次の各地点のうち、①の地点から323度45分23秒 139.98m地点を中心とする半径139.98mの円周で①の地点と②の地点とを結ぶ南南東側の円弧、②の地点から273度8分52秒 66.49m地点を中心とする半径66.49mの円周で②の地点と③の地点とを結ぶ東側の円弧、③の地点から75度21分18秒 73.68m地点を中心とする半径73.68mの円周で③の地点と④の地点とを結ぶ西側の円弧、④の地点と⑤の地点を結んだ線、⑤の地点から86度46分20秒 73.01m地点を中心とする半径73.01mの円周で⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ西側の円弧、⑥の地点から⑦の地点を結んだ

線、⑦の地点から120度55分20秒73.01m地点を中心とする半径73.01mの円周で⑦の地点と⑧の地点とを結ぶ北西側の円弧、⑧の地点から⑫の地点を順次に結んだ線、及び①の地点と⑫の地点を結ぶ平成30年(2018年)の春分の満潮位(DL+3.57m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

基点 M-1 丸島漁港内に設置した基準点 北緯32度13分7秒、東経130度23分13秒 (以下「基点」という。)

①の地点	基点から	115度57分23秒	71.04m	の地点
②の地点	①の地点から	29度41分06秒	114.18m	の地点
③の地点	②の地点から	353度00分58秒	23.39m	の地点
④の地点	③の地点から	351度03分49秒	14.65m	の地点
⑤の地点	④の地点から	86度46分20秒	0.67m	の地点
⑥の地点	⑤の地点から	11度05分33秒	36.11m	の地点
⑦の地点	⑥の地点から	28度09分46秒	404.37m	の地点
⑧の地点	⑦の地点から	60度54分43秒	72.98m	の地点
⑨の地点	⑧の地点から	92度39分33秒	41.63m	の地点
⑩の地点	⑨の地点から	2度39分33秒	0.67m	の地点
⑪の地点	⑩の地点から	92度39分33秒	2.15m	の地点
⑫の地点	⑪の地点から	183度29分14秒	0.93m	の地点

(漁港区域)

次の各地点のうち、①の地点から323度45分23秒139.98m地点を中心とする半径139.98mの円周で①の地点と②の地点とを結ぶ南東側の円弧、②の地点から273度8分52秒66.49m地点を中心とする半径66.49mの円周で②の地点と③の地点とを結ぶ東側の円弧、③の地点から75度21分18秒73.68m地点を中心とする半径73.68mの円周で③の地点と④の地点とを結ぶ西側の円弧、④の地点と⑤の地点とを結んだ線、⑤の地点から86度46分20秒73.01m地点を中心とする半径73.01mの円周で⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ西側の円弧、⑥の地点から⑭の地点を結んだ線、⑭の地点から⑮の地点を結んだ線、及び①の地点と⑮の地点を結ぶ平成30年(2018年)の春分の満潮位(DL+3.57m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①の地点	基点から	115度57分23秒	71.04m	の地点
②の地点	①の地点から	29度41分06秒	114.18m	の地点
③の地点	②の地点から	353度00分58秒	23.39m	の地点
④の地点	③の地点から	351度03分49秒	14.65m	の地点
⑤の地点	④の地点から	86度46分20秒	0.67m	の地点
⑥の地点	⑤の地点から	11度05分33秒	36.11m	の地点
⑭の地点	⑥の地点から	28度09分46秒	93.12m	の地点
⑮の地点	⑭の地点から	118度09分54秒	78.72m	の地点

(一般海岸区域)

次の各地点のうち、⑮の地点から⑭の地点を経て⑦の地点を結んだ線、⑦の地点から120度55分20秒73.01m地点を中心とする半径73.01mの円周で⑦の地点と⑧の地点とを結ぶ北西側の円弧、⑧の地点から⑫の地点を順次に結んだ線、及び⑮の地点と⑫の地点を結ぶ平成30年(2018年)の春分の満潮位(DL+3.57m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

⑮の地点	基点から	51度45分25秒	300.84m	の地点
⑭の地点	⑮の地点から	298度09分54秒	78.72m	の地点
⑦の地点	⑭の地点から	28度09分46秒	311.25m	の地点
⑧の地点	⑦の地点から	60度54分43秒	72.98m	の地点
⑨の地点	⑧の地点から	92度39分33秒	41.63m	の地点
⑩の地点	⑨の地点から	2度39分33秒	0.67m	の地点
⑪の地点	⑩の地点から	92度39分33秒	2.15m	の地点
⑫の地点	⑪の地点から	183度29分14秒	0.93m	の地点

3 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置 熊本県水俣市丸島町二丁目496、同498、同501、同市塩浜町278の9、同278の1、同278の10、同278の8、同278の4、同278の2、同278の6、同市浜松町61の3、同61の2、同61の53、同61の4、同73の2、及び同73の3の地内、並びに同市丸島町二丁目496に接する護岸から、同市塩浜町278の9、同278の4、同市浜松町61の3、同61の4、同73の2に接する護岸の地先公有水面

(2) 区域

(全城)

次の各地点を順次直線で結んだ線及びチの地点とイの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。

基点 M-1 丸島漁港内に設置した基準点 北緯32度13分7秒、東経130度23分13秒 (以下「基点」という。)

イの地点	基点から	284度58分41秒	207.32mの地点
ロの地点	イの地点から	28度09分46秒	834.39mの地点
ハの地点	ロの地点から	118度09分46秒	402.66mの地点
ニの地点	ハの地点から	208度11分58秒	88.36mの地点
ホの地点	ニの地点から	273度12分02秒	81.66mの地点
ヘの地点	ホの地点から	208度11分58秒	99.90mの地点
トの地点	ヘの地点から	118度09分46秒	44.01mの地点
チの地点	トの地点から	208度11分58秒	611.67mの地点

(漁港区域)

次の各地点を順次直線で結んだ線及びチの地点とイの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。

イの地点	基点から	284度58分41秒	207.32mの地点
リの地点	イの地点から	28度09分46秒	323.00mの地点
ヌの地点	リの地点から	118度09分54秒	372.33mの地点
チの地点	ヌの地点から	208度11分58秒	323.00mの地点

(一般海岸区域)

次の各地点を順次直線で結んだ線及びトの地点とヌの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。

ヌの地点	基点から	59度53分40秒	324.15mの地点
リの地点	ヌの地点から	298度09分54秒	372.33mの地点
ロの地点	リの地点から	28度09分46秒	511.39mの地点
ハの地点	ロの地点から	118度09分46秒	402.66mの地点
ニの地点	ハの地点から	208度11分58秒	88.36mの地点
ホの地点	ニの地点から	273度12分02秒	81.66mの地点
ヘの地点	ホの地点から	208度11分58秒	99.90mの地点
トの地点	ヘの地点から	118度09分46秒	44.01mの地点

4 埋立地の用途 護岸用地、公共施設用地、製造業用地、水産業用地

5 出願年月日 平成31年(2019年)3月27日

6 図書の縦覧場所、期間及び時間

(1) 場所

- 熊本県土木部河川港湾局河川課
- 熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課
- 熊本県南広域本部芦北地域振興局土木部維持管理調整課
- 水俣市産業建設部土木課

(2) 期間

令和元年(2019年)5月24日から令和元年(2019年)6月13日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで

7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限 令和元年(2019年)6月13日

(2) 提出先

各縦覧場所で直接提出する他に、下記の住所、アドレス宛で郵送、メールにより提出することができる。
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県土木部河川港湾局河川課管理班
メールアドレス: kasen@pref.kumamoto.lg.jp

(3) 意見書の提出に必要な事項

意見書には意見書を提出しようとする者の氏名、住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び連絡先を記載すること。

熊本県告示第45号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の

規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、令和元年（2019年）5月24日から当該港湾施設の供用を開始する。

なお、平成24年（2012年）10月19日熊本県告示第1131号（長洲港港湾施設の施設概要）は、廃止する。

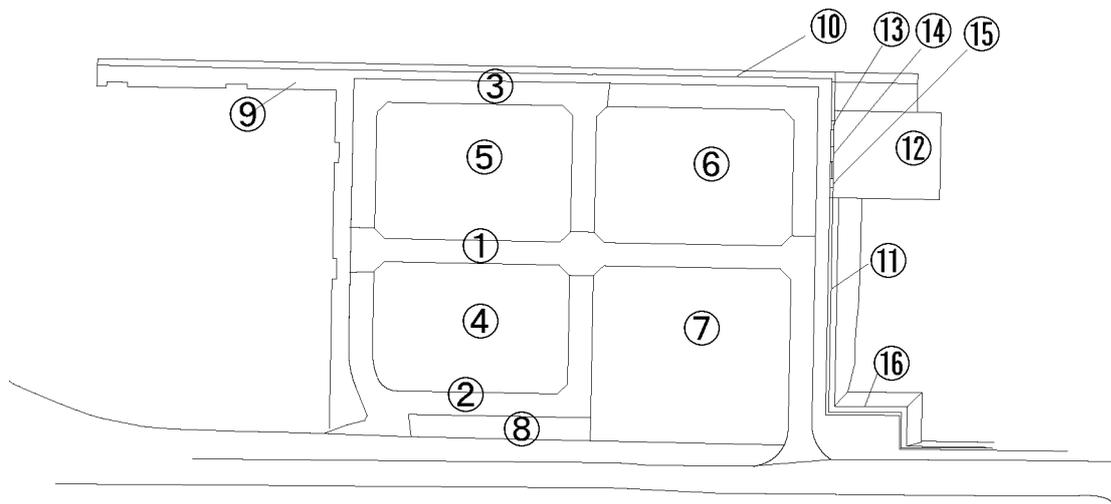
令和元年（2019年）5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 長洲港
- 2 所 在 玉名郡長洲町長洲地内
- 3 概 要

番 号	種 類	数 量	能 力
1	道路	延長223.9メートル	アスファルト舗装
2	道路	延長168.4メートル	アスファルト舗装
3	道路	延長166.4メートル	アスファルト舗装
4	港湾施設用地	面積2,895平方メートル	一部アスファルト舗装
5	港湾施設用地	面積3,077平方メートル	未舗装
6	港湾施設用地	面積3,105平方メートル	未舗装
7	港湾施設用地	面積3,923平方メートル	未舗装
8	港湾施設用地	面積442平方メートル	未舗装
9	物揚場	延長191.8メートル	コンクリート
10	護岸	延長262メートル	コンクリート
11	護岸	延長140メートル	コンクリート
12	船揚場	延長30メートル	コンクリート
13	陸閘	1箇所	アルミニウム製
14	陸閘	1箇所	アルミニウム製
15	陸閘	1箇所	アルミニウム製
16	陸閘	1箇所	アルミニウム製

4 位置図



公 告

熊本県公告第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字古閑原3499番1、同3500番1、同3500番2の一部及び里道の一部
1,276.97平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池郡菊陽町大字津久礼2962番地3
有限会社サンケイ地所

熊本県公告第45号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和元年(2019年)5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視及び保守等に関する業務委託契約一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部市町村・税務局市町村課
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年(2019年)3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
地方公共団体情報システム機構
東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
74,199,313円(うち消費税及び地方消費税の額6,243,723円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第46号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7第1項の規定により応急入院指定病院として指定した病院に、下記のとおり変更があったため公示する。
令和元年(2019年)5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病院の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
益城病院	病院の所在地	上益城郡益城町惣領1530番地	上益城郡益城町馬水123番地	令和元年(2019年)5月1日

熊本県公告第47号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7第1項の規定により、同条第2項後段の規定による措置をとることができる応急入院指定病院として指定した病院に、下記のとおり変更があったため公示する。
令和元年(2019年)5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病院の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
益城病院	病院の所在地	上益城郡益城町惣領1530番地	上益城郡益城町馬水123番地	令和元年(2019年)5月1日

熊本県公告第48号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定により、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院として認定した病院に、下記のとおり変更があったため公示する。
令和元年(2019年)5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病院の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
益城病院	病院の所在地	上益城郡益城町惣領1530番地	上益城郡益城町馬水123番地	令和元年(2019年)5月1日

熊本県公告第49号

八代市に事務所を置く麦島土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和元年(2019年)5月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	吉田 寛実	八代市中北町2994番地3
理事	多田 浩一	八代市中北町3318番地7
理事	上田 隆行	八代市古城町1557番地
理事	下野 輝義	八代市中北町3102番地
理事	川上 健一	八代市古城町1561番地1
監事	齊藤 為男	八代市中北町3006番地4
監事	堀本 一奉	八代市梅檀町1522番地
監事	川口 一敏	八代市古城町1533番地
就任		
理事	吉田 寛実	八代市中北町2994番地3
理事	多田 浩一	八代市中北町3318番地7
理事	川上 健一	八代市古城町1561番地1
理事	藤崎 重男	八代市中北町3015番地
理事	村井 亮太	八代市中北町3141番地
監事	堀本 一奉	八代市梅檀町1522番地
監事	吉田 茂	八代市中北町3033番地1
監事	齊藤 友亮	八代市中北町3006番地4

熊本県公告第50号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年(2019年)5月24日から同年6月6日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年(2019年)5月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
宮田 昌明	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字西長田629番
馬場 基天	熊本市東区画図町所島	熊本市東区画図町大字所島字無田口100番ほか21筆
宮本 初雄	熊本市東区画図町所島	熊本市東区画図町大字下無田字宮ノ本134番ほか3筆
野田 大靖	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字大沖1058番
山下 重義	熊本市東区新外	熊本市東区小山町2188番
農事組合法人秋津営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町沼山津字橋ノ本3151番ほか8筆
上野 光国	熊本市西区中島町	熊本市西区中島町字古川39番

中尾 成洋	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字南中新地2801番
松村 昭典	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字四反割1685番ほか2筆
森 日出輝	熊本市西区小島下町	熊本市西区中原町字中塘外2722番5ほか2筆
ソウヨウファーム株式会社	熊本市南区御幸西無田町	熊本市西区中島町字古川25番1ほか1筆
有限会社秀明ナチュラルファーム熊本	熊本市西区中島町	熊本市西区中島町字沖新地2707番1ほか3筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字中ノ瀬352番ほか20筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区八幡三丁目1290番・1291番ほか4筆
出田 知行	熊本市東区画図町下無田	熊本市南区御幸西無田町字堀川口495番1
入江 健太	熊本市南区美登里町	熊本市南区川口町字立爾免2299番1
入江 健太	熊本市南区美登里町	熊本市南区川口町字立爾免2299番2ほか2筆
江崎 誠吉	熊本市南区中無田町	熊本市南区美登里町字六反田462番
吉村 卓紘	熊本市南区奥古閑町	熊本市南区奥古閑町字下丹坊3433番ほか1筆
吉村 祐子	熊本市南区奥古閑町	熊本市南区奥古閑町字下丹坊3422番1ほか3筆
石浦 雄治	熊本市南区刈草	熊本市南区八分字町字行当623番ほか4筆
株式会社松田農場	熊本市南区城南町碓	熊本市南区城南町碓字山城351番2ほか2筆

2 申請年月日
平成31年(2019年)4月26日

熊本県公告第51号

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)第19条第1項の規定により公聴会を開催するので、熊本県環境影響評価条例施行規則(平成12年熊本県規則第56号)第23条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)5月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 都市計画決定権者の氏名及び住所

- (1) 熊本県
熊本県知事 蒲島 郁夫
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (2) 熊本市
熊本市長 大西 一史
熊本県熊本市中央区手取本町1番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称
国道57号中九州横断道路(大津町~熊本市)
- (2) 種類
一般国道の改築
- (3) 規模
道路延長約14km 車線数4車線

3 対象事業実施区域の位置

熊本市、合志市、菊池郡大津町

4 公聴会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 日時 令和元年(2019年)6月25日(火) 午後2時から午後5時まで
- (2) 場所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館8階801会議室

- 5 公聴会において意見を聴こうとする事項
対象事業の環境影響評価準備書に係る環境の保全の見地からの意見
- 6 公述の申出に関する事項
公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、令和元年（2019年）6月11日（火）までに、次に掲げる事項を記載した知事宛ての書面（以下「公述申出書」という。別紙様式を参照のこと。）を提出するものとする。
なお、郵送の際は、封筒の表に「申出書在中」と朱書きすること。
 - (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名。氏名又は名称には振り仮名を付けること。）
 - (2) 連絡先の電話番号
 - (3) 対象事業の名称
 - (4) 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）
- 7 公述申出書の提出先
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
- 8 公述に関する注意事項
 - (1) 公述の順番は、公述申出書の受付順とする。
 - (2) 公述時間（公述人が意見を述べる時間）については、1人につき10分程度を予定している。（公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公述時間を定めるものとし、あらかじめ公述人に通知する。）
 - (3) 公述人は、日本語により陳述するものとする。
 - (4) 公述人は、公聴会に自ら出席して意見を述べるものとする。
 - (5) 公聴会において発言できる者は公述人に限るものとし、その発言は、前記5の範囲を超えてはならない。
 - (6) 対象事業の事業内容や準備書について県又は事業者からの説明・質疑応答は行わない。
- 9 傍聴について
傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、開催会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。この場合において、入場は受付順とする。
なお、開催場所の駐車場に限りがあるので、できるだけ公共交通機関を利用すること。
- 10 開催の中止について
前記6の公述の申出がない場合は、開催を中止する。
- 11 問合せ先
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
電話番号096-333-2268

登載依頼

熊本県障害者の相談に関する調整委員会公告第1号

第10回熊本県障害者の相談に関する調整委員会を次のとおり開催する。

令和元年(2019年)5月24日

熊本県障害者の相談に関する調整委員会

- 1 開催日時
令和元年(2019年)6月6日(木)午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所
熊本市中心区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題(予定)
 - (1) 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」による相談活動等の実施状況について(平成30年度(2018年度))
 - (2) 事例紹介
- 4 傍聴者の定員について
10人
- 5 傍聴手続について
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - (3) 傍聴希望者で、傍聴に際して手話通訳、要約筆記等が必要な場合は、5月29日(水)までに下記問合せ先へ申し込むこと。
- 6 問合せ先
熊本市中心区水前寺6丁目18番1号
熊本県障害者の相談に関する調整委員会事務局(熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課企画共生班)(電話 096-333-2236)